

第1号議案

広島県教育委員会規則等の一部改正について

広島県教育委員会規則等の一部改正について、次のとおり提案します。

令和4年4月27日

広島県教育委員会教育長 平川理恵

1 提案の要旨

教育委員会会議の正式な開催方法の一つとして、オンライン会議システム等での出席も可能と位置付けるとともに、広島県教育委員会会議規則全体を見直し、所要の改正を行う。

2 改正内容

- (1) オンライン会議システム等による教育委員会会議の出席を可能とするため、所要の改正を行う。
- (2) 広島県教育委員会会議規則全体を見直し、所要の改正を行う。

3 施行期日

公布の日

4 根拠規定等

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律〔昭和三十一年六月三十日法律第百六十二号〕
(教育委員会規則の制定等)

第十五条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

第十六条 この法律に定めるもののほか、教育委員会の会議その他教育委員会の議事の運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

広島県教育委員会規則第 号

広島県教育委員会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 年 月 日

広島県教育委員会

教育長 平 川 理 恵

広島県教育委員会会議規則の一部を改正する規則

広島県教育委員会会議規則（昭和二十三年広島県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第二條 委員は、<u>会議の当日定刻前に会議に参着しなければならない。ただし、委員が次条第一項に規定する方法によつて出席する場合は、会議の当日定刻前に教育長が指定した場所に参着しなければならない。</u> 委員は、<u>会議に出席できないときは、会議開会までに、その旨を届け出なければならない。</u></p>	<p>第二條 委員は<u>招集に応じ参着したときは、その旨を、教育長に届出なければならない。</u></p>
<p>第三條 <u>教育長及び委員は、災害その他の事由により会議に参着することが困難である場合は、映像及び音声を共有して相手の状態を相互に認識しながら適切に意思表示を行うことができるオンライン会議システム又はテレビ会議システム（以下「オンライン会議システム等」という。）によつて、会議に出席することができるものとする。</u> 委員は、<u>前項の規定によりオンライン会議システム等による出席を希望する場合は、あらかじめ、その事由を付し、教育長に届け出なければならない。</u> <u>オンライン会議システム等を活用した会議に委員が出席した場合、会議の途中で通信が途絶えたときは、通信が途絶えた時から通信が復旧する時までの議事について、当該委員は退席したものとみなす。</u> 委員は、<u>法第十四条第七項ただし書の規定により公開しないこととした事件の審議については、オンライン会議システム等による出席をすることができない。ただし、通信内容の秘匿措置等が講じられていると教育長が認めた場合は、出席することができるものとする。</u></p>	<p>第三條 委員は<u>事故のため招集に応ずることができないときは、その事由を付し、教育長にその旨を届出なければならない。</u></p> <p>第四條 委員は、<u>事故のため欠席し、又は中途退席するときは、その事由を付し、教育長に届出なければならない。</u></p>

<p>第四条—第二十二條 (略)</p>	<p>第五條 委員は事故のため二週間以上現住所を離れるときは、その事由を付し、出発及び帰着の時を、教育長に届出なければならない。</p> <p>第六條—第二十四條 (略)</p>
----------------------	---

附 則

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。

改正後	改正前
<p>① 第三条 委員は、会議の当日定刻前に会議に参着しなければならない。ただし、委員が次条第二項に規定する方法によつて出席する場合は、会議の当日定刻前に教育長が指定した会場に参着しなければならない。委員は、会議に出席できない場合は、会議開会までに、その事由を付し、教育長に届出なければならない。</p> <p>② 第三条 教育長及び委員は、災害その他の事由により会議に参着することが困難である場合は、映像及び音声を共有して相手の状態を相互に認識しながら適切に意思表示を行うことができるオンライン会議システム又はテレビ会議システム(以下「オンライン会議システム等」という。)によつて、会議に出席することができるものとする。</p> <p>③ 委員は、前項の規定によりオンライン会議システム等による出席を希望する場合は、あらかじめ、その事由を付し、教育長に届け出なければならない。</p> <p>④ オンライン会議システム等を活用した会議に委員が出席した場合、会議の途中で通信が途絶えたときは、通信が途絶えた時から通信が復旧する時までの議事等について、当該委員は退席したものとみなす。</p> <p>⑤ 委員は、法第十四条第七項ただし書の規定により公開しないこととした事件の審議については、オンライン会議システム等による出席をすることができない。ただし、通信内容の秘匿措置等が講じられていると教育長が認めた場合は、出席することができるものとする。</p> <p>第四条―第二十三条 (略)</p>	<p>第三条 委員は招集に応じ参着したときは、その旨を、教育長に届出なければならない。</p> <p>第三条 委員は事故のため招集に応ずることができないときは、その事由を付し、教育長にその旨を届出なければならない。</p> <p>第四条 委員は、事故のため欠席し、又は中途退席するときは、その事由を付し、教育長に届出なければならない。</p> <p>第五条 委員は事故のため二週間以上現住所を離れるときは、その事由を付し、出発及び帰着の時を、教育長に届出なければならない。</p> <p>第六条 第二十四条 (略)</p>